

# 取次申請予約について 予約日時の回答期限を 変更します

取次申請予約制につきましては、届出済証明書を所持する弁護士・行政書士の方を対象に、毎週火・木曜日に専用カウンターを開設し実施しているものですが、ご予約件数の急増を受け、本年3月28日（火）ご予約分から、当局からの予約日時の回答期限を16時から16時30分に変更させていただきます。

また、予約対象者からの取次申請予約申出書等のFAX誤発信が増加していることと等から、取次申請予約申出書の書式を一部変更しております。

くわしくは、ご案内文書「弁護士・行政書士からの取次申請予約制について」をご確認ください。

東京入国管理局審査管理部門

TEL:03-5796-7251

# 弁護士・行政書士からの取次申請予約制について

東京入国管理局

東京入国管理局では届出済証明書所持する弁護士・行政書士からの取次申請について、予約制を導入しています。  
留意点は以下のとおりです。

## 1 対象案件

- (1) 在留資格認定証明書交付申請
- (2) 在留期間更新許可申請
- (3) 在留資格変更許可申請
- (4) 在留資格取得許可申請
- (5) 永住許可申請
- (6) 資格外活動許可申請
- (7) 就労資格証明書交付申請

※ 再入国許可申請については、在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請と同時申請の場合のみ、申請することができます。

※ 在留期間更新許可申請については、在留期間が満了する概ね3か月前から申請を受付します。

## 2 予約済取次申請専用カウンター実施日

平日の火・木曜日の16時まで（12時から13時までを除く。）

## 3 予約方法

次頁の「取次申請予約申出書」に第3希望まで記入の上、「申請取次リスト」とともに審査管理部門取次申請予約専用ファックス番号宛て（FAX:03-5796-7128）にファクシミリにより送付してください。

なお、申請取次リストの連絡事項等記載欄には申請種別（認定・更新・変更・永住・資格外活動等。再入国許可の同時申請がある場合にはその旨。）②申請人の現有在留資格（変更の場合は何から何への変更申請かを明記。認定の場合は希望する在留資格）③扶養を受けることを目的とする在留資格をご希望の場合（期間更新含む）は、扶養者の在留資格（日本人が扶養する場合はその旨）を必ず記載してください（くわしくは別添記載例をご参照ください。）。

予約受付締切後に受付日時を調整の上、予約受付票に受付日時及び時刻を記入し、ファクシミリにより連絡します。

希望日時に対応不可能である場合は電話により連絡します。

#### 4 予約締切日

来庁希望日の前開庁日の12時までとします(時間厳守)。

月曜が祝日の場合は金曜12時、水曜が祝日の場合は火曜12時が締切日時となります。

来庁希望日の前開庁日の16時30分までに、予約時間をファクシミリにより連絡します。

#### 5 受付場所

2階総合受理カウンターの一部に、予約済取次申請専用カウンターを表示して行います。なお、在留資格認定証明書交付申請、在留諸申請とも同一の窓口で受付します。

#### 6 注意事項

- (1) 確実に申請が可能なる状態の案件について予約を申し出てください(申請受付にあたり審査部門での事前確認が必要なケースについては、予約当日に審査部門での確認が得られれば申請できる案件のみ予約してください。)

予約済の申請をやむを得ずキャンセルされる場合又は予約日時に遅れる場合は予約日時の前に審査管理部門にご連絡下さい。

なお、キャンセル件数が多いと認められる弁護士・行政書士の方につきましても、次回以降のご予約をお断りすることもございますので予めご了承ください。

- (2) 審査管理部門取次申請予約専用ファックス番号以外のファックス番号に予約申出書等を送信された場合又は当局の電話番号に発信された場合は受付できません。

また、取次申請予約専用ファックス番号に予約申出以外のご用件(審査の進捗状況の照会等)を送信されても対応いたしかねますので、各種お問い合わせは代表電話番号(TEL:03-5796-7111)か担当部署に直接ご連絡ください。

- (3) 証印及び在留カードの受領、再入国許可の単独申請、在留カードの交付申請、再入国許可期限の証明は予約の対象外です。

- (4) 在留期限が経過している場合は取り次ぐことはできません。

- (5) 申請書に明らかな不備がある場合(例:申請人の署名漏れ、申請用紙の種類が異なる等)は取り次ぐことができません。

- (6) 申請人の住居地が管轄外の場合は申請できません。

- (7) 予約申出内容の変更のうち、予約の追加は予約受付締切(予約希望日の前開庁日の12時)までとさせていただきます。

- (8) 既に予約を申し出た申請案件について、取次申請者を変更する場合は一度予約申出をキャンセルし、予約受付締切までに来庁予定の取次申請者の名義で再度予約を申し出てください。

- (9) 内容の確認のため当局からご連絡することがありますので、予約申出書には確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

- (10) 申請件数が多い場合には、申請書等と旅券をセットの上1件ごとにクリアファイルに入れるなどの協力をお願いします。

#### 7 本件問い合わせ先

審査管理部門 (FAX:03-5796-7128 TEL:03-5796-7251)

# 申請取次リスト記載注意事項

認定 更新 変更 永住許可  
その他( )

年 月 日

申請取次行政書士・弁護士

印

## 例1

番号	国籍氏名別	(性別)	(生年月)	連絡事項等記載欄
1	韓国	M	19××	家族滞在(留学生の妻) 認定
	インドネシア	F	19××	定住者(非日系) 更新
	シリアル	F	19××	定住者(日系3世の妻) 認定
4		M	19××	特活(出国準備)→経営・管理 変更(カテゴリー3) (予約時間前にG5カウンターにて相談予定)
5	△△	M	19××	短期→技術・人文・国際 (カテゴリー2) (認定証明書有) 再入国あり

人定事項は、一人ずつ必ず記載して下さい。氏名については英字表記、在留カードに漢字が併記されている場合は漢字も記載下さい。

家族滞在については、扶養者の在留資格により審査部門が違いため、扶養者の在留資格を必ず明記下さい。(「例2」のように審査部門を記入していただいても結構です)

日本人の配偶者等、又は定住者の場合は、日系、非日系どちらであるのか明記下さい。

通常案件以外(各審査部門であらかじめ相談が必要なケース)については、予約時刻までに部門にて相談の上「受付可」の印を得た場合のみ受付できます。

## 例2

番号	国籍氏名別	(性別)	(生年月)	連絡事項等記載欄
留学1	中国	F	19××	家族滞在(留学) 認定
就労2	韓国	M	19××	技術・人文知識・国際業務 認定 (カテゴリー3)
3	中国	M	19××	技能 就労資格証明書 (カテゴリー3) (転職)
永住4	フィリピン	F	19××	日配(婚姻) 更新
5		"		永住申請
6	△△	M	19××	短期→特活(告示外) 扶養者の在留資格=永住 (部門にて相談予定)

申請番号 許可内容

経営、研究、技人国、企転、技能に係る申請の場合は、所属機関のカテゴリーについて明記下さい。

就労資格証明書交付申請の際は、必ず在留資格を明記下さい。(身分資格の場合および難民認定申請に係る特定活動(就労可)の場合は即日発行されます)

特定活動については、活動の内容(就職活動中、家事使用人等)を明記下さい。短期滞在の更新、短期滞在への変更、短期滞在からの変更については、予約時刻までに担当部門にて相談の上「受付可」の印を得た場合のみ受付できます。(在留資格認定証明書が交付されている場合、身分資格への変更で身分関係を立証する資料がある場合を除く。)

### 予約専用カウンターで受付できないもの

- ・許可証印及び在留カードの受領、再入国許可及び資格外活動許可の証印転記
- ・再入国許可申請(更新又は変更との同時申請を除く)
- ・再入国許可期限の証明
- ・在留カード交付諸申請
- ・既に在留期間が過ぎているもの(期限当日が閉庁日だった場合を除く)
- ・申請書に不備がある場合(例;申請人署名漏れ、申請用紙の種類が異なる等)
- ・申請者の住居地が管轄外のもの

### 通常案件以外について

・通常、総合受付窓口で受付できないもの(例、特定活動(出国準備)からの変更、前回不許可となったものと同一内容の再申請(永住申請を除く))については、予約時刻までに担当部門で相談の上、「受付可」の印を得て下さい。